

【改定前】

1. 工事関係書類一覧【土木】

更新日：R4.10

本表は、工事関係書類を一覧にまとめたものです。以下の事項に注意の上ご活用ください。

- 1 本表は、土木工事関係書類についての共通事項をまとめております。
工種によっては、別途必要な書類がある場合があります。
- 2 本表は、【工事着手前】、【施工中】、【工事完成時】、【その他】に分けてまとめております。
ご注意ください。
- 3 書類の詳細については、「書類作成の根拠」、「参照」欄記載の条文等を必ずご確認ください。
- 4 【提出不要】、【提示不要】、【作成不要】については、慣例的に提出・提示・作成していた書類です。原則、提出・提示・作成する必要はありません。
- 5 情報共有システム（ASP）活用工事の場合は、「成果品」欄を確認のうえ電子成果品または紙の成果品どちらを納品するか受発注者間協議のうえ決定してください。

☆：電子	システム上で帳票（鑑）の作成が可能な書類等。電子での提出を推奨。 （事前協議で電子または紙を決定する）
◎：紙	紙での提出とする。（契約関係書類、施工計画書等）
■：電子または紙	事前協議で電子または紙を決定する。
●：	作成等が必要な書類
-：	作成等を簡素化できる書類

- 6 当初契約金額が500万円未満の工事関係書類の簡素化。
簡素化している書類は共通事項のみとしています。詳細については「500万円未満の必要書類」欄を参照してください。また、書類の作成や提示、提出を軽減しているものであって、関係法令や施工管理の手引き等に基づいた管理などは行う必要があります。

7 【 】内の様式は、国の統一化様式です。

【改定後】

1. 工事関係書類一覧【土木】

更新日：R5.10

本表は、工事関係書類を一覧にまとめたものです。以下の事項に注意の上ご活用ください。

- 1 本表は、土木工事関係書類についての共通事項をまとめております。
工種によっては、別途必要な書類がある場合があります。
- 2 本表は、【工事着手前】、【施工中】、【工事完成時】、【その他】に分けてまとめております。
ご注意ください。
- 3 書類の詳細については、「書類作成の根拠」、「参照」欄記載の条文等を必ずご確認ください。
- 4 【提出不要】、【提示不要】、【作成不要】については、慣例的に提出・提示・作成していた書類です。原則、提出・提示・作成する必要はありません。
- 5 情報共有システム（ASP）活用工事の場合は、「成果品」欄を確認のうえ電子成果品または紙の成果品どちらを納品するか受発注者間協議のうえ決定してください。

☆：電子	システム上で帳票（鑑）の作成が可能な書類等。電子での提出を推奨。 （事前協議で電子または紙を決定する）
◎：紙	紙での提出とする。（契約関係書類、施工計画書等）
■：電子または紙	事前協議で電子または紙を決定する。
●：	作成等が必要な書類
-：	作成等を簡素化できる書類

- 6 当初契約金額が500万円未満の工事関係書類の簡素化。
簡素化している書類は共通事項のみとしています。詳細については「500万円未満の必要書類」欄を参照してください。また、書類の作成や提示、提出を軽減しているものであって、関係法令や施工管理の手引き等に基づいた管理などは行う必要があります。

7 【 】内の様式は、国の統一化様式です。

工事関係書類一覧（土木） 新旧対照表

【改定前】

(7) 施工方法	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-24-1 (水) 共通仕様書1-1-28-1 ※工種毎に各条文を確認すること。 	土木工事施工管理の手引き P2-9~10	-																<ul style="list-style-type: none"> 主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の取付場、プラント等の機械設備、仮排水、指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 記載対象工種は、(1) 主要な工種、(2) 設計図書で指定された工種、(3) 共通仕様書に記載されていない特殊工種、(4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項、(5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。
----------	--	----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

材料承諾書 【工事打合せ簿】			鑑:1						◎ ※	2 (注)									<ul style="list-style-type: none"> 設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 (注) 2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
JISマーク表示品	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書2-1-2-4 (水) 共通仕様書第2章材料第2節4 	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事施工管理の手引き P9-1 (水) 工事書類簡素化要領土木工事編 	-																<ul style="list-style-type: none"> JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または資料の提出は省略可。
事前に認定された材料			-																<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土リサイクルプラントの製品 再利用施設の製品 アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物 を使用する場合、認定証、総括表、試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化)

14	材料規格等確認書	(水) 共通仕様書第6章管布設工事第3節9	-	69															<ul style="list-style-type: none"> 水道用資機材を使用する際、事前に提出
----	----------	-----------------------	---	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建設発生土	36	搬入伝票																	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)
建設副産物	37	産業廃棄物処理実績報告書	-	63					◎	-									<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。
	38	再資源化処理施設搬入明細書	-																<ul style="list-style-type: none"> 監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。
	39	搬入伝票	-																<ul style="list-style-type: none"> 監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)
建設副産物	40	再生資源利用実施書	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-19-8 (水) 共通仕様書1-1-21-8 	61					■	1	○								<ul style="list-style-type: none"> 全ての工事 「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
	41	再生資源利用促進実施書	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-19-8 (水) 共通仕様書1-1-21-8 	62					■	1	○								<ul style="list-style-type: none"> 全ての工事 「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
完工図	42	完工図	(水) 共通仕様書1-1-23-3	-					◎	1									
	43	完工図原稿	完工図作成要領	-					◎	1									
検査	44	検査員指摘事項完了報告書	-	64					◎	1									
	45	【補修完了届】	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-21-6 (水) 共通仕様書1-1-24-6 	76					◎	1	○								

【改定後】

(7) 施工方法	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-24-1 (水) 共通仕様書1-1-28-1 ※工種毎に各条文を確認すること。 	土木工事施工管理の手引き P2-9~10	-																<ul style="list-style-type: none"> 主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の取付場、プラント等の機械設備、仮排水、指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 記載対象工種は、(1) 主要な工種、(2) 設計図書で指定された工種、(3) 共通仕様書に記載されていない特殊工種、(4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項、(5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。 創意工夫の取り組みとして、施工方法に関わるものを実施する場合は、その内容を記載すること。
----------	--	----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 ※再生資源利用促進計画書の添付資料	建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条第4項	再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について(R5.3.31国土交通省事務連絡)	-																<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土500m3以上搬出する工事が対象 国土交通省ホームページを参考記載例あり
--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

材料承諾書 【工事打合せ簿】			鑑:1						◎ ※	2 (注)									<ul style="list-style-type: none"> 設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 (注) 2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管) 創意工夫の取り組みとして使用した材料についても、工事材料として提出する。
JISマーク表示品	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書2-1-2-4 (水) 共通仕様書第2章材料第2節4 	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事施工管理の手引き P9-1 (水) 工事書類簡素化要領土木工事編 	-																<ul style="list-style-type: none"> JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または資料の提出は省略可。
事前に認定された材料			-																<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土リサイクルプラントの製品 再利用施設の製品 アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物 を使用する場合、認定証、総括表、試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化)

	材料規格等確認書	(水) 共通仕様書第6章管布設工事第3節9	-	69															<ul style="list-style-type: none"> 水道用資機材を使用する際、事前に提出
--	----------	-----------------------	---	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建設副産物	36	搬入伝票																	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)
	37	産業廃棄物処理実績報告書	-	63					◎	-									<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。
	38	再資源化処理施設搬入明細書	-																<ul style="list-style-type: none"> 監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。
建設副産物	39	搬入伝票	-																<ul style="list-style-type: none"> 監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)
	40	再生資源利用実施書	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-19-8 (水) 共通仕様書1-1-21-8 	61					■	1	○								<ul style="list-style-type: none"> 全ての工事 「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
建設副産物	41	再生資源利用促進実施書	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-19-8 (水) 共通仕様書1-1-21-8 	62					■	1	○								<ul style="list-style-type: none"> 全ての工事 「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
	42	事前確認結果報告書																	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事における建設発生土の取り扱いについて(通知)(R4.9.16財監第162号) 様式-2 建設発生土を確認処分した場合
建設副産物	43	受領書	建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条	-															<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土500m3以上搬出する工事が対象
	44	完工図	(水) 共通仕様書1-1-23-3	-					◎	1									
完工図	45	完工図原稿	完工図作成要領	-					◎	1									
	46	検査員指摘事項完了報告書	-	64					◎	1									
検査	47	【補修完了届】	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書1-1-1-21-6 (水) 共通仕様書1-1-24-6 	76					◎	1	○								

57

58

61

61

66